

○ 無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案		現行	
別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）		別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）	
機種	条件	機種	条件
(略)	(略)	(略)	(略)
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	1 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 2 設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。 3 設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。 <u>4</u> 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。	インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	1 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 2 設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。 3 設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。 <u>4 設備規則第40条の4第3項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。</u> <u>5</u> 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
(略)	(略)	(略)	(略)

インマルサット船舶地球局の無線設備の機器

インマルサットC型の無線設備（設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。）

- (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。
- (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。
- (3) 設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。
- (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

(略)

(略)

インマルサット船舶地球局の無線設備の機器

1 インマルサットC型の無線設備（設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。）

- (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。
- (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。
- (3) 設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。
- (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 インマルサットB型の無線設備（設備規則第40条の4第3項のインマルサットB型の無線設備をいう。以下同じ。）

- (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。
- (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。
- (3) 設備規則第40条の4第3項第1号、第2号イ及び第3号の条件に適合するものであること。
- (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

(略)

(略)

注 (略)

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電氣的条件（第2条関係）

機器		試験方法		条件
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電氣的条件（第2条関係）

機器		試験方法		条件
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備	(略)	(略)	(略)
	<u>インマルサットB型の無線設備</u>	<u>1 振動</u> <u>2 温度</u>	<u>JIS F0812 の「8.7 振動試験」によること。</u> <u>JIS F0812 の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。</u>	<u>1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</u> <u>2 始動後十分安定した状態において、次の電氣的条件を満たすこと。</u> <u>(1) 送信装置</u> <u>ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号</u>

(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

	<p><u>3 湿度</u> <u>JIS F0812 の「8.3 高温高湿試験」によること。</u></p> <p><u>4 電源電圧変動</u> <u>JIS F0812 の「5.2.2 電源変動限界条件」によること。</u></p>	<p><u>の条件に適合すること。</u></p> <p><u>イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。</u></p> <p><u>ウ スプリアス発射の強度は、設備規則別表第3号の条件に適合すること。</u></p> <p><u>エ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</u></p> <p><u>(2) 受信装置</u></p> <p><u>ア 設備規則第40条の4第3項第2号ロ、ハ及びニの条件に適合すること。</u></p> <p><u>イ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</u></p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第八号 機器の型式に関する記号（第8条関係）

区分	内容		記号
(略)	(略)		(略)
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型	EC
(略)	(略)		(略)

注 (略)

別表第八号 機器の型式に関する記号（第8条関係）

区分	内容		記号
(略)	(略)		(略)
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型	EC
		<u>インマルサットB型</u>	<u>EB</u>
(略)	(略)		(略)

注 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に総務大臣の行う型式検定に合格したインマルサットB型の無線設備の機器（外国において、検定規則で定める型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）に係る当該合格の効力については、平成二十八年十二月三十一日まで効力を有する。